

令和7年1月28日  
教 育 環 境 課

議会の委任による専決処分の報告  
(ワックスがけ作業の委託料の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和6年12月24日開催の教育委員会において、区立学校における会計事故の発生についてとして報告した事案について、相手方から遅延損害金の請求により、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 相 手 方 東京都大田区新蒲田二丁目16番8号  
南信ビルサービス株式会社

(2) 事故内容

区立学校において、体育館ワックスがけ作業代金88,000円について、作業完了後同年8月26日付で相手方より請求があったにも関わらず、事務担当者が支払いを怠り、未払い状態が続いていた。その後、支出処理を行って、相手方への支払い完了が令和6年11月22日となった。

3 相手方への損害賠償額 2,500円

4 専決処分日 令和7年1月17日